

令和2年6月1日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願いについて

九戸村新型インフルエンザ等対策本部

本部長 晴 山 裕 康 (公印省略)

令和2年5月25日、特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されました。

国の今後の方針を踏まえ、県の新たな対処方針が示されたことから、当村の対策本部は、以下のとおり皆様へお願いすることといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- ・首都圏や北海道のほか、感染が拡大している地域への県をまたぐ移動は慎重を期すようお願いいたします。
- ・県外から九戸村に来村または帰村される皆様には、来村後2週間、今までいた都道府県が要請している自粛の継続をお願いいたします。
- ・イベント等の開催にあっては、感染防止対策を徹底するようお願いいたします。
- ・感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」に沿って「人と人との距離の確保」「マスクの着用」など、日常生活及び社会経済活動における感染拡大を予防する取組みをお願いいたします。